

第134回鳥取県都市計画審議会
議 事 録

(平成24年8月6日)

鳥取県都市計画審議会

1. 出席者（12名）

池本百代、尾崎佐智子、片木克男、木下美雪、里見泰男、竺原晶子、
瀬古智昭、徳嶋靖子、濱田香、道上正規、藤縄喜和、西川憲雄

2. 欠席者（4名）

木谷清人、谷本圭志、藤枝桃子、坂本 昭文

3. 説明のため出席した者

生活環境部 中山部長、三木次長、景観まちづくり課 山内課長
中部総合事務所県土整備局 桑田局長、道路都市課 山中主幹、佐々木副主幹、
計画調査課 田中土木技師
県土整備部 道路建設課 倉元課長、石賀補佐、県道担当 三村係長

4. 事務局

景観まちづくり課 山本補佐、田中係長、田貝係長、小淵土木技師、河原土木技師、
川本土木技師

5. 開催日及び場所

日 時：平成24年8月6日（月） 午後2時00分から午後4時00まで
場 所：県庁第34会議室（鳥取市東町1-220）

6. 会議次第

(1) 開会

(2) 議事

議案第1号 倉吉都市計画道路の変更について
3・6・10号 生田小鴨線（本審議）

議案第2号 東伯都市計画道路の変更について
3・4・1号 保上伊勢線
3・6・1号 下大江浦安線
3・6・2号 逢東下大江線（本審議）

(3) 報告事項

米子境港及び淀江都市計画区域マスタープランについて

(4) その他

(5) 閉会

7. 会議議事

14:00 開会

○田中係長（事務局） ただ今から第134回鳥取県都市計画審議会を開催いたします。委員の皆さまにはお忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。本日ご出席いただいている委員の皆さまの出席数でございますが、瀬古委員の方が遅れて来られるということですが、11名ということで、全委員16名の過半数以上の出席となっており、当審議会が成立していることをご報告いたします。それでは審議に先立ちまして、鳥取県生活環境部長の中山がご挨拶申し上げます。

○中山部長（事務局） 生活環境部長の中山でございます。4月から生活環境部長になりまして、都市計画審議会ということでご出席させていただきます。どうかよろしくお願いたします。先日、まんが博も開幕いたしまして、非常にたくさんの方が来ていただきまして、本当にありがとうございます。皆さま方のお陰だと思っています。

今回、都市計画審議会に2議案と、それから都市計画のマスタープランの見直し等に本格的に着手する関係で、今回事務局等からご報告をいたします。なるべく皆さまのご意見をいただきながら、私ども進めてまいりたいと思いますので、どうかよろしくお願いたします。

○田中係長（事務局） 会議の進行上、委員のご紹介は省略させていただきます。なお、お手元に委員名簿と配席表をお配りしておりますので参考にしてください。委員の皆さまには事前に資料をお送りしておりますが、改めて本日の会議の資料を確認させていただきます。まず机の上に、次第と書いたもの、それから委員名簿並びに配席表をご準備させていただいております。それから、委員の皆さまには事前に議案概要資料並びに資料1、資料2をご送付させていただいております。資料等が不足している場合には、予備を準備しておりますので事務局にお伝えください。至急ご用意させていただきます。会議を始める前に事務局の景観まちづくり課課長の山内から、資料について補足の説明をさせていただきます。

○山内課長（事務局） 失礼いたします。景観まちづくり課の山内と言います。1点だけお詫びを申し上げたいと思います。7月4日の審議会の開催案内でございますが、このときに議案としてお送りしております3号議案、岩美都市計画道路の変更に関するものを送付させていただいております。この度、関係機関協議が非常に手間取っておりまして、当審議会に間に合いませんでした。そういうことで、事務局の不手際がございまして今回の議案には割愛させていただきたいということをご報告させていただくと共に、お詫び申し上げたいと思います。次回135回の審議会に当たりましては、議案を提案させていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。以上です。それでは、道上会長の進行によりまして、会議をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○道上会長 それでは、ただ今から審議に入りたいと思いますが、まず議事に入る前に、議事録署名委員の指名をこちらの方でさせていただきたいと思います。尾崎委員さんと竺原委員さんにお願したいと思います、よろしくお願いたします。それでは議事に入らせていただきます。早速第1号議案について事務局からご説明お願いたします。

○山内課長（事務局） 議案概要資料という資料をお願いたします。このページの1枚開いていただいて、3ページでございます。本日の議案です。1号議案倉吉都市計画についてということで、道路の変更につきましてご議論いただきたいと思います。それと4ページ、第2号議案ですが、東伯都市計画についてということで、これも道路についてご審議いただければと思っております。議案は2

議案ですが、先程部長の方からございました報告事項といたしまして、米子境港・淀江都市計画区域のマスタープランについて、ご説明申し上げたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。それでは、議案の第1号でございますが、諮問の読み上げについては割愛させていただきたいと思ひます。お手元の資料の資料1をご覧くださいと思います。資料と共に、前のスライドでご説明申し上げたいと思いますので、ご一緒によろしくお願ひいたします。

(資料P. 1) 議案第1号「倉吉都市計画道路の変更について」でございます。都市計画道路3・6・10号生田小鴨線、県道名ですと「仙隠岡田線という道路の変更について」でございます。

(資料P. 2) この議案につきましては、2月6日に133回の都市計画審議会におきまして、予備審議をお願いしたものです。都市構造に大きな影響を及ぼす都市計画の新規決定ということで予備審議をしていただきました。

(資料P. 3) 路線の位置図です。県の中部に位置します高規格幹線道路の肋骨道路ですが、北条湯原道路が倉吉から関金に向かって伸びており、その中間点に倉吉関金道路という道路があります。あとで大きな位置図を見ていただきますが、この道路の小鴨ハーフインターから倉吉の市街地に向けて、新規路線を決定するものです。

(資料P. 4) 議案の概要でございます。位置は、倉吉市生田から小鴨まで、延長で1,460mの道路です。道路規格は、第3種3級、地方部で平地部の県道、交通量1,500台以上という道路規格です。代表幅員が10mで、2車線ということです。

(資料P. 5) 若干詳しい位置図です。紫が北条倉吉道路、既に供用開始している道路です。その倉吉西インターから関金に向かって、1・5・1号関金和田線という青の点線の道路を、132回の審議会で決定しております。その小鴨ハーフインターが真ん中辺にありますが、そこから赤くひげで伸びているものが、倉吉の市街地に延びる道路でございます。

(資料P. 6) 拡大したものです。小鴨ハーフインターから国道313号につながる、1,460mの県道バイパスですが、この新規決定を行うものです。

(資料P. 7) 計画図でございますが、標準断面として右下に書かしていただいております。車道片側3mの2車線で、北側に2.5mの歩道をつける、全幅10mの道路です。

(資料P. 8) 航空写真に先程のルートを重ね合わせたものでございます。①、②、③と矢印がふつてありますが、これは次にお見せする写真の方向を示しているものでございます。青点線で示す地域高規格道路の小鴨ハーフインターから、国道313号に向かって伸びる道路を計画しているものです。

(資料P. 9) これが起点側から終点側を望んだものです。位置的には、この写真の右手側に兼田石材店という石材屋がございます。

(資料P. 10) 終点側から起点側を望んだものです。現在の県道仙隠岡田線のバイパスとして、赤の点線で示しております。右側に鉄塔がありますが、この鉄塔を避けながら右にカーブしていく道路を新しく計画しております。

(資料P. 11) 現在の仙隠岡田線の現況の道路の状況です。起点、終点側は2車線の道路ですが、集落内は非常に狭いといった状況です。車のすれ違いも非常に困難といったところでございますし、歩道がないので、車がすれ違うときには、一旦停止して待っているというような状況です。

(資料P. 12) 生田小鴨線の必要性について若干ご説明申し上げたいと思ひます。まず1点目の必要性ですが、この図面の真ん中辺に渋滞と書いております。小鴨橋の手前、西側から来た車が小鴨橋の手前で、左上の写真のように、非常に渋滞を起こしているということです。この小鴨橋の渋滞をできるだけ解消したいということで、この計画を立てております。小鴨ハーフインターと一体的にこの道路を整備することによって、この渋滞を避けようというところなんです。これによって、この渋滞区間の2,400台程度が、この赤の道路に転換していくということです。

(資料P. 13) 必要性の2番、現道の安全対策でございます。先程、写真でご説明申し上げましたが、現道は非常に幅員が狭小で歩道もございません。また、両側に家屋が連担しているという状況の中で、1つの案として現道拡幅はどうかということがございますが、先程の小鴨橋の渋滞を緩和するためには、現道拡幅ではなく、バイパスで抜けていくという形で渋滞緩和を図っていくという点もあり、バイパスを計画させていただいております。

(資料P. 14) 3点目の必要性です。この前の図面で赤の点線で囲っている倉吉の中心市街地でございます。この中心市街地に行くのに、この生田小鴨線がない場合は、倉吉西インターに車が集中します。倉吉関金道路ができた暁には、倉吉西インターに車が集中して、倉吉の市街地に向かっていくこととなります。そうなってきた場合、やはり中心市街地とのアクセス性が非常に悪いので、アクセスの機能を強化する上でも、小鴨ハーフインターとセットでこのバイパスを作ることによって、小鴨橋に集中する交通を分散させるという意味で、この道路の必要性がございます。

(資料P. 15) 先般の予備審議のときに、委員の方から、新しい道路ができるけれど、一般の方には非常にどういう通行か分かりにくいという指摘がございました。今回、小鴨ハーフインターの利用の方法につきまして、模式図で説明させていただきます。

西側からきた道路は、今、点線を通して県道を通ります。そうすると、岡山方面には東側のアクセス道路を通して、この倉吉関金道路に乗ります。もう一方、倉吉側から来た車は、今ピンクで示しました東側から来ると、左折してこの道路に乗っていくという形になります。次に、倉吉関金道路を北上してきた道路は、ここのハーフインターで、今、青の点線で示したような形で降りてきます。西側に行きたい方は左折して、関金方面に向かっていくということでございます。もう一方、同じように降りてきて、東側に行く車は右折していくという形になります。ハーフインターでございますので、倉吉方面への出入りはできません。岡山方面の出入りだけが許されているということでございます。

(資料P. 16) それではこのルートはどういうふうにしたかということですが、これがルート選定図です。まず一番右側の上に、ピンクで示した路線があります。この路線区間 240mは既に整備済です。この整備済区間には、倉吉西消防署と給食センター、さらには農村環境整備センターという3つの公共施設がございまして、この道路を計画するときには、給食センターの移転に伴いまして、倉吉西消防署の移転計画がありました。この消防署の機能を最大限活かすということで、ここから消防車が出て、関金方面に行くには、大回りしていかなければならないということで、この道路を作ることによって、直ぐ行けるという道路整備をしています。そういう既設の道路を利用して、ルート設定とした場合に、起点と終点が決まってきますが、第1案は、できるだけ現道を使ってやろうと計画したものが第1案でございます。第2案は、この赤で示しておりますが、これが第1案をできるだけ移転物件の少ないように、さらにはここの現道との取り合いをできるだけスムーズにしてやろうということで考えたのが、この赤のルートです。もう1案は、ここに市道がございます。さらに国道313号が走っております。これをできるだけ使えないかということで計画したものが、この第3案です。そういう中で、この3ルートを比較検討しております。

(資料P. 17) 比較ルート表です。前回皆さまから非常に小さくて見にくいという意見がございましたので、できるだけ大きくさせていただきました。この概算工事費の中で、整備済のものとは今後整備するもの、それ分けて明記するべきという話があり、表記方法を見直しました。第1案、第2案、第3案とも、どういうコントロールポイントで検討したかということですが、第1案につきましては、現道を極力有効に利用しようという形にしています。第2案につきましては、それよりも移転対象物件を少なくしようということと、鉄塔に影響させないということをコントロールポイントにさせていただいて計画しております。さらに工事費でございますが、すでに1案と2案については240mの整備済み区間があるという話をさせていただきましたが、その区間はすでに出来ているということで、

今後整備する工事費ですが、1案で2億1,000万円余り、第2案につきまして1億8,000万円余りですが、3案につきましては現道を使うという形でございますが、国道313号の歩道が非常に狭いということで、これを都市計画決定するにあたっては歩道整備が必要ということでかなりの高額になっています。そういう比較をした中で、第2案がベストだろうということで、今回この案を提案させていただきました。

(資料P. 18) 地元説明状況です。前回は11月21日分まで説明し、2月6日の予備審議以前に5回、その後3回説明会を実施しておりまして、1回目が14名、2回目が10名、3回目が23名の参加者で説明会をさせていただいています。

(資料P. 19) 説明会での主な質問あるいは意見です。この青字で示したのが予備審議以降に行なった説明会で出た意見です。まず1点目ですが、道路計画についてです。市道の取り付け位置や信号機設置など安全対策をしてほしいということです。これに対する回答ですが、信号機の設置は公安委員会の所管ということです。すぐに設置できるということではないということです。地元の方からできるだけ継続して要望を上げていただきたいという説明をしております。それと2点目です。交差する市道や農道の交差点部を将来拡幅を見越して広げておいてほしいということです。市道や農道につきましては倉吉市の所管になるわけですが、事前に倉吉市と話している中で、市道や農道の拡幅計画は現在ないということで、県で拡幅することはできないと回答させていただいております。それと3点目、現道の舗装修繕をしてほしいということです。これは新しいバイパスができれば県道が市道に移管するというので、その移管の際には、おそらく市からそういう要望が出るでしょうから、舗装修繕を協議の上でやっていきたいということを含めてお話させていただいております。

4点目でございますが、市道北野8号線、これに取り付けければ距離も近くてよかったのではないかとということです。意見の中でこれに直接、こういう直線的に結べばいいのではないかとのご意見だったのですが、結ぶ起終点部において非常に高低差があります。これを直線的に結ぶということは非常に難しいという話をさせていただいて、できるだけ距離を確保して勾配を緩めるという形にしていますし、この計画よりも先程比較表で出たように工事費も非常に高いということもありますし、直角曲がりが出てくるので、やはり第1案、第2案の方が有利だと考えています。その中でも第2案が有利だよという話をさせていただいています。

(資料P. 20) 環境面につきまして質問がありました。1点目ですが、産業廃棄物が埋められている上を道路が通過するというので、掘り起こした場合にはどうなるのかということです。村の人によりますと、この辺道路に産業廃棄物が処分されているようです。当時正式な許可を得て処分したということですが、この工事によって掘り起こし、産業廃棄物が出てきた場合はどうなるかという質問ですが、基本的に廃掃法上、排出事業者というのは工事請負者です。元請け業者がその責任を負うわけですが、道路事業を計画している事業者として、県がその元請業者にお金を払って現行基準に満足する処分をするという回答をしています。

2点目でございますが、工事前に水質調査をお願いしたいということです。これにつきましては工事によって流出する恐れがある場合、対策を講じていきたいという回答をしており、さらには3点目、新たなバイパスによって騒音が懸念される場合はどうかということです。供用開始後、実際に騒音があるということであれば調査の上、対策を講じていきたいという回答をしています。

(資料P. 21) 住民への周知ということで、この案を縦覧しています。6月の26日～7月10日、2週間縦覧をしておりますが、縦覧者はゼロ、意見書もゼロでした。

(資料P. 22) この道路の都市計画決定のスケジュールです。予備審議後、住民説明をさせていただいておりますし、縦覧等もやりました。今回、8月6日本審議ということで、本審議にあたって、妥当であるとの答申をいただければ約1ヶ月後に計画決定の告示を行いたいと考えています。以上で

す。ご審議の方よろしく申し上げます。

○道上会長 ありがとうございます。それでは議案第1号「倉吉都市計画道路の変更について」に関しましてご審議をお願いしたいと思います。ご質問あるいはご意見がございましたらお願いしたいと思います。

○竺原委員 すみません。消防署のところの図面をちょっと出してください。今、消防署の前のあたりから昔の鉄道の跡を自転車専用とか歩行者専用になっているところの交差点は、横断歩道ができて、必ず信号がつかますか。公安委員会に要望は伝えたとのことですが。生徒はあそこを自転車で西中まで通学するので、朝、通勤の自動車との関係もあって危険かなと思います。

○山内課長（事務局） 図面16頁を出してください。地元から出たのはここですかね。信号設置の要望が出ているのはここです。

○竺原委員 （路線中央部の神社の）上から降りて来るのが危ないって言うのですよね。

○山内課長（事務局） ええ。委員さんがおっしゃるのはここ（農村環境センターの交差点）ですね。

○竺原委員 川と自転車線が平行にずっと走っています。

○山内課長（事務局） ここ（農村環境センターの交差点）ですね。

○竺原委員 はい。

○山内課長（事務局） これが、旧倉吉線の道路です。ここまでが拡幅されておりまして、ここからが狭いですね。

○竺原委員 はい。西中に行く生徒はずっと下って行って、西倉吉の東宝ストアの交差点まで行って、ぐるっと中学校の自転車置き場とかに行くようです。

○桑田局長（事務局） 中部総合事務所県土整備局長の桑田です。今、言われました箇所を含めて、公安委員会と協議をやっていかないといけないと考えています。

○竺原委員 はい。

○道上会長 他に、どうぞ。

○徳嶋委員 すいません。水質調査をお願いしたいということが住民説明会の中で出てきているようですが、水質に何か問題がありそうだとということがあるのですか。

○桑田局長（事務局） 図面16頁をお願いします。ここのちょうど山裾に水路があり、蛍が生息しています。今、蛍の保護活動をされている方もおられまして、工事中等でも、泥とかなんか入ってきては良くないとの意見からいろいろ水質調査等もやって欲しいということを知っています。

○道上会長 その水質調査というのは、場所はどこですか。

○桑田局長（事務局） この川ですね。蛍の住んでいる川ですね。

○徳嶋委員 もう1つ、産業廃棄物が埋まっているのではということですが、これを撤去する予算はまた別途確保する必要があるのですよね。どのくらい埋まっているものなのか分からないですけど、道路を造るとき、この計上してある予算以外にどれくらい費用がかかるのでしょうか。

○桑田局長（事務局） 今のところ、どれくらい入っていると分からないものですから、この比較表の中にも、処分費用は正確に入っているわけではありません。ただ、既に県が許可をして処分していますので、撤去はこの工事の中で、対応せざるを得ないと感じています。3～4千万円までいかないと推測しておりますが、詳細は現地調査してみないと分かりません。

○道上会長 あるとすればどこら辺にあるのですか。

○桑田局長（事務局） あるとすれば、このあたりですね。

○徳嶋委員 ありがとうございます。

○道上会長 その次の図面17頁かな。ルート比較表で、第1・2・3案とあって、今、この事務局が採択したいのは、この真ん中の第2案ということですが、第2案の総事業費は約7億円ですね。

ところが、もうすでに消防署の近くとか、先程説明がございましたように、そこで5億2,600万円が既に使われて、残りはもう1億8,100万円ということですね。それから、第1案は、残りが2億1,400万円、第3案というのは、8億2,500万円です。第2案がもっとも安くて、その次第1案ということになるようです。費用面で第2案が有利だというのが事務局案です。よろしいでしょうか。

ご異議がなければ、これをお認めいただくということでもよろしいでしょうか。はい。どうもありがとうございます。では次、議案第2号について事務局からご説明をお願いいたします。

○山内課長（事務局）

（資料P. 1） 「東伯都市計画道路の変更について」です。これも、3番の3・6・2号逢速下大江線、これは、前回の133回の審議会で予備審議していただいています。上の1番、2番につきましては、3番を新規決定することに伴いまして、東伯都市計画道路の再編を行って、1番については廃止、2番については変更するもので、基本的には3番についてご説明申し上げたいと思います。

（資料P. 3） 路線の位置図です。鳥取県の高規格幹線道路の背骨道路ですが、中部地区の若干西側に位置している、琴浦東インターから国道9号に向かって延びる道路を新規決定させていただくものです。

（資料P. 4） 議案の概要です。1番が、下大江浦安線で、これを再編の結果、廃止します。それと2番、保上伊勢線という呼び方をしますが、これにつきまして、資料の訂正をお願いしたいのですが、皆さまの資料には、道路規格が第3種になっていますが、これは間違いで第4種です。地方部の県道になっていると思いますが、これも間違いで、都市部の県道に訂正させてください。

この保上伊勢線、これを、先程の下大江浦安線の廃止に伴い、一部路線が無くなる場所があります。これを補完するために、この保上伊勢線を510m延伸し、1つの都市計画道路として変更すると、さらに終点が変わることによって、以前保浦安線という名称が、終点が上伊勢という地区になりますので、保上伊勢線と言う名称変更を行うものです。

（資料P. 5） 3番目が、ご審議いただきたい3・6・2号逢東下大江線です。位置は、琴浦町の逢東から下大江まで延長で2,100m余りです。道路規格は、第3種第2級です。地方部で平地部の県道で交通量は、4,000台以上で2万台未満でございます。代表幅員ですが10.5mで都市計画決定に当たっては、四捨五入しますので、11mとしております。車線数は2車線です。変更内容は、この路線を新規決定することによって、都市計画道路のネットワークを再編成するものです。

（資料P. 6） 都市計画道路の再編の考え方です。この右側が現在の都市計画決定された道路網です。この色が付いているところの道路が都市計画道路です。この構想路線というものがありました、新規に整備するということです。これによって、この赤の道路ですが、都市計画の道路として1つの路線として決定しようという考え方にしています。それに伴い、このピンクの下大江浦安線を廃止したいということです。廃止しますと当区間から都市計画道路がなくなりますので、この青の道路をここまで延伸するものです。さらに、これを1本で都市計画決定することによって、このオレンジの町道ですが、町の都市計画決定ですけど、これも廃止するものです。これを廃止することによって、この黄緑の部分に都市計画道路が無くなりますので、これを新規路線として町で、都市計画決定するものです。琴浦町が8月23日に、町の都市計画審議会を開催して、この道路の廃止と、この黄緑の新規路線の都市計画決定をします。今回、県決定に当たっては、この赤の道路の新規決定と青の道路の延伸とこのピンクの廃止、この3点を行います。

（資料P. 7） それぞれの、各路線の位置と変更内容を示したものです。

（資料P. 8） 2点目が保上伊勢線です。

（資料P. 9） さらに国道9号と琴浦東インター、これのアクセスを1本の都市計画道路として新

規決定するものです。

(資料P. 10) それでは、この3番目に示しました逢東下大江線の必要性につきまして説明します。先程も若干触れましたが、国道9号とのアクセス性の強化、これを第1点目として挙げています。琴浦東インターと国道9号、これを結ぶ道路の整備という形でアクセスを強化しようというものです。山陰道の琴浦東インターチェンジから国道9号に行くためには、現在、琴浦町の中心部を通過する必要があります。(資料P. 6) この構想区間部分がございますので、このインターを降りて、このピンクをずっと行って、この青を通っていく形しかございません。中心部をどうしても通らなければいけないという形になっています。構想区間を整備して1本で通すことによって、国道9号と山陰道のアクセスを強化するという事です。山陰道の開通によりまして、国道9号の交通量が非常に減少しております。地域住民の方々は、その開通1年前位から集客に非常に努力されておられて、グルメストリートという様な形で計画されており、アクセス性を向上することによって、そういう地元の活性化にも寄与できるという事です。

(資料P. 11) これは国土交通省のデータですが、開通1年後の交通量をチェックしていますが、半数以上が山陰道に転換されているということがございます。次お願いします。

(資料P. 12) この新聞記事ですが、半数以上が転換されたということと、素通りストロー現象について地元の方は非常に懸念されているということを受けて、1年前から地域活性化に取り組まれているという状況について記載がありました。

(資料P. 13) これが、地域住民が取り組まれている琴浦グルメストリートというもので、いろんな商店街の方々が協力しており、こういう地域活性化を図ろうということでやっており、逢東下大江線も十分寄与するのではないかと思います。

(資料P. 14) 必要性の2点目ですが、先程、琴浦東インターから降りた後、国道9号に向かうにあたっては市街地を通るという話をさせていただきましたが、中心部周辺の道路の通過交通が排除されるということで、通学路あるいは、中心市街地の生活道路の交通安全を確保できるということです。

(資料P. 15) これが現在の道路の状況図になります。1番がこの道路から構想区間を望んだ写真です。ここまでが立体交差です。JR立体交差で、ここが直角曲がりでございますが、これをまっすぐ延ばす計画です。2番がこの現道、JRを渡る踏切の状況ですが、歩道はありません。さらには3番目としてバス路線であります、狭い道路で歩道はありません。

(資料P. 16) これは予備審議のときにも皆さまにご説明申し上げました。平成42年の交通量がどうなるのかという推計を行ったものです。この構想区間がある場合とない場合、どういう風に交通量が変化するかということをシミュレーションで推計したものです。ここを見てくださいと、赤がこの構想区間がない場合の交通量です。当然、ここは路線がありませんので、無い場合はゼロ、ここができた場合には、5,100台の交通が発生するという事です。街中におきましては、こう言う4,100台が、1,200台に減少したり、3,300台が2,300台に減少するという事で、この道路が通過交通に対して寄与できることがシミュレーションで分かると思います。それで、これを前回ご説明申し上げたところ、このシミュレーションの結果が、現況の交通量と合っているかどうか分からないというご質問がありました。

(資料P. 17) 予備審議の後に、当課で平成24年2月28日に、実際に現道の調査をしました。今はこの構想区間がない状況です。この四角で囲った現況と42年の「無」というのと、42年「有」という表記です。「有、無」というのが前回示させていただいた交通量です。現況というのが、実際調査した状況です。例えば、ここですが、現況が5,600台ございました。それで、この路線が無い場合の推計が5,100台でございます。非常によく合っていると、我々としては感じております。また、こ

この部分につきましても、現況は3,700台、推計値が3,400台です。この推計値の結果というものが非常によく合っているということで、このシミュレーションの妥当性がいえるのではないかと考えております。従って、ここの路線が出来た結果、無い場合、5,100台がこの道路を通るというシミュレーションについては、信憑性があると考えております。

(資料P. 18) 現在の逢東下大江線の周辺の状況です。この赤の部分が、今回新たに整備する区間として挙げており、この前後の出来ている道路を含めて、1本の都市計画道路として都市計画決定するものです。この下の写真ですが、これは琴浦東インターからこの青の点線の道路を望んだものです。この立派な道路が、今、出来ております。

(資料P. 19) これは、東方向から西方向を見た写真でございます。琴浦東から国道9号まで、ここが琴浦町の中心市街地を避けるように東側を通っていくと、さらに、ここに田んぼがありますが、田んぼも大きく分断するわけではなく、できるだけ田んぼへの影響を少なくという形で、付近の農道を利用するという事も考慮して、今回整備しようとしています。

(資料P. 20) これは、先程見ていただいたものの計画平面図です。この青の部分は既にできていますので、この部分を今後整備するということです。

(資料P. 21) これが、詳しい詳細平面図です。ここが既にできている部分、ここに浦安小学校がございます。浦安小学校の裏手側を通って、現在ある農道を利用しながら、バイパスを造っていきます。

(資料P. 22) これがもう少し右側に行った図面ですが、最小限の住宅の移転補償をお願いしながら、この計画を立案しております。幅員につきましては、車道の片側が3.25mの2車線の道路です。片側に歩道が付きます。片側といいますのは、住宅側に歩道が付きます。

(資料P. 23) 地元説明の状況です。ここの箇所につきましては、既に予備審議の段階で全て終了しています。予備審議以降、特に地元説明はしておりませんが、地元説明につきましては、4月20日以降を含めて、8回の地元説明会を実施しています。

(資料P. 24) 主な意見でございますが、道路の目的は何かという事や、両側に歩道は設置できないかというような事、さらには、農道に車を止めて作業していくことができなくなりますといったもの、さらには、環境面についてその後はどうかということですが、前日も申し上げた様に、そういう質問について、誠実に回答させていただいて、了解を得ています。

(資料P. 25) 住民への周知ということでございまして、法的に2週間の縦覧が必要ということで、6月26日～7月10日の2週間、琴浦町と当課の方で縦覧をしています。縦覧者は、琴浦町役場に1名お見えになりましたが、意見書はありませんでした。

(資料P. 26) この道路の都市計画決定のスケジュールですが、本日、本審議ということで、この後、答申をいただければ、1ヶ月後に都市計画決定の告示をさせていただきたいと思っております。

○道上会長 はい、ありがとうございました。まず、3・6・1号の下大江浦安線、これはどれを見ればいいですか。

○山内課長(事務局) (資料P. 6) 右側、今の都市計画決定のところ、このピンクの路線です。

○道上会長 この路線を廃止したいということですか。

○山内課長(事務局) この赤で、1本の道路としますので、この道路(ピンク色)の必要性がなくなるので、それ(下大江浦安線)を廃止します。

○道上会長 これは要するに廃止というのは、なくなるわけではない。道路はあるけど、名称変更をして、機能が変わってきて、北の方から南に向かって1本に繋げていこうと、そういうことなんです。まず、これからお謀りしたいと思っておりますけども、いかがですか。1つ目、名称で言っても一般の人はなかなか分かりにくい。これ当然のことながら分からないと思うのですが、例えば、下大江浦安線

と言ってもなかなか分からないし、もう1つね、「3・6・1号」というのは、どういう意味ですか。

○山内課長（事務局） ご説明します。「3・6・1号」という名称は都市決定するに当たり、決め事があり、この一番左の3と言うのは、これ道路の区分を表しております。1番というのが自動車専用道路、それを1と言います。この3番は幹線道路といいます。要するに県道はだいたい「3」です。ちなみに倉吉関金道路は地域高規格道路ですから、あのような道路は「1」です。これは道路の区分を指します。真ん中のこの「6」というのは、これは幅員によって決まってきます。これは道路の規模で決まりまして、6番は、幅員が8～12m、4番というのは、それより広い、だから、番号が小さくなるほど道路が広いという形になります。それと、4番が16～22mです。保上伊勢線というのは、幅員が18mでございますので、4番。下大江は10mでございますので6番ということになります。左側が道路の区分、真ん中が道路の規模、この「1」号というのは、一連の番号でございます。例えば、東伯都市計画道路の中の幹線道路の一連番号、例えば、3・6がもう1つあれば、それは、2号のように付けます。この様に同じ区分のもので、1番からずっと番号を付けていくということです。「3・4・1号」というのは、道路区分は幹線道路で幅員が4番のものが1本、1番です。次にもう1つ、例えば18mの道路を計画決定したとすると、それが2号だと、1番～2番ずっと右側が一連番号をつけて行くということです。

○道上会長 なかなか分かりにくい。一般の人がその番号や名称を道路標識等で認識する機会がありますか。

○山内課長（事務局） 表示は、標識では出てきません。現地に標識が出てくるのは、道路法上の道路で、例えば、ここで言う逢東下大江線というのは、県道名では東伯野添線です。これは都市決定するに当たって、都市施設としての名称を付けていくものです。

○道上会長 整理上は一般の人は分からないわけだ。

○山内課長（事務局） だから、国道9号も、都市計画道路名は国道9号ではありません。

○道上会長 僕も分からないぐらいですから、皆様方もなかなか分かりにくいと思います。それで、（資料P. 6）①のところの下大江浦安線は廃止ですね。

○山内課長（事務局） はい。これを廃止します。

○道上会長 これを廃止するから無くなる訳では無いですね。要するに、東伯の方からこっちの山陰道に向かって一本で、左側の赤の線のように変更したい。変更する前にまず廃止しないとイケないということですね。まず、廃止ですか。

○山内課長（事務局） 同じ箇所には2つの都市計画道路はきませんので、これをこの道路（赤色）として都市計画決定するという事は、この部分がこの道路に変わります（ピンク色→赤色）ので、この道路（ピンク色）は無くなるということで廃止が必要です。

○道上会長 第2号議案というのを、もう1回整理してもらえますか。

○山内課長（事務局） これは、今現在この青の路線、保浦安線という都市計画道路があります。先程この道路（ピンク色）を廃止しました。これを廃止すると、この部分の都市計画道路が無くなってしまいます。これをネットワークとして都市計画道路とつなぐということで、この部分を延伸します。この青の部分ですね。今ある都市計画道路を延伸して、この赤の都市計画道路にタッチしようと言うことです。従って、延伸510mを行うものと、さらに終点が今は浦安というところですが、ここは上伊勢というところになりますので、上伊勢線に変わります。

○道上会長 その部分が上伊勢線と言うのですね。

○山内課長（事務局） 通常、都市計画道路名は、起点と終点で書きます。最初に起点を言って、最後に終点を言います。だから、起点側が保という場所ですけど、終点が上伊勢というところになるということで、保上伊勢線になります。

○道上会長 保上伊勢線ということになるので、変更でお願いをしたいということです。それから、3番目。

○山内課長（事務局） はい。3番目でございます。この赤の点線、これは構想路線という形で皆様にお示ししました。この度、整備の方向性が見えたということで、新規に都市計画決定するという事です。本来ならこの区間だけ都市計画決定すればいいのではないかという話もあるかもしれませんが、先程も申し上げたように国道9号と山陰道のアクセス性を強化しようという意味では、これを1本の都市計画道路として新規決定したいと考えています。従って、これを1本にすることによって、この橙の部分の部分がまた違った都市計画道路になるので、今、決定されているこの道路を廃止することです。この廃止は町決定の案件ですので、今回県決定の案件については出てきません。これは8月23日に、琴浦町の方で審議会を開いて、この道路の廃止とこの黄緑色の道路を新たに町決定で都市計画道路を1本決定するものです。

○道上会長 はい。黄緑色の道路は町道になるのか。

○山内課長（事務局） そうです。

○道上会長 町道をまず廃止して、そして、今度は左側の赤い線のように県道に移行していきたいと。

○山内課長（事務局） そうです。

○道上会長 そういうことを調整しながら、ここでは逢東下大江線というのを考えて、構想区間を含めて決定するわけだ。実際に工事が行われるのはこの構想区間のところですね。

○山内課長（事務局） そうです。

○道上会長 そこは実際工事が行われるというところです。この工事の状況が、(資料P. 19)のようによくなってきます。構想区間は実際に工事し、あとは工事しないということですね。

○山内課長（事務局） はい。前後はもう既にできております。

○道上会長 何かご質問ございましたら、どうぞ。

質問がなければ、一応、議案第2号をご承認いただいたものとしてよろしいですか。今の浦安駅付近の交通量は、少しは減ってくるわけですね。新しく逢東下大江のような道路ができれば、そこに流れる。山陰自動車道と9号線と繋がるような道路ができてくるとバイパスというか、外環状みたいになるわけですね。ここの道路に車がかなりやってくるので街中の方の車の台数は落ちてくるということですかね。

○山内課長（事務局） そうです。ここで、現況が3,700台走っていますが、これができると1,100台ぐらいです。他の地点の道路についても5,600台が2,200台ぐらいに落ちてきます。

○道上会長 そういう意味では、随分この街中の交通量は落ちてくるということですね。だから、地域の人にとっては非常に、ある意味では安全になる。

○山内課長（事務局） はい。

○道上会長 ちょっと事務局の人にもお話したけれども、車の台数が少なくなれば、安全になって非常にいいのですけれども、飛ばす人もたまにいるから、そういうこともよく議論していただきをお願いしました。結局、あんまり道路よくなると車が勢いよく走りだすからね。

○山内課長（事務局） はい。

○道上会長 何て言うか、道路が狭いとあまり走ろうと思っても走れないでしょ。どっちがいいかという議論はあるので、便利さばかり追求すると、安全性の問題が出てくるので、これからの課題として議論をして、町の人とよく議論してください。これからの道路は、車が走ればいいというものでもない。その辺も一つよく検討していただきたい。道路が良くなることはいいですけど、結果として事故が増えたりすることもあります。竺原委員はこのあたりをよく利用しますか。

○竺原委員 ちょっと用事があって、通りましたけど、まっすぐつながったら便利です。小学校、学

童が近くにあるので、工事が始まったらちょっと気になるのではないのでしょうか。

○道上会長 それはね。

○竺原委員 少し気になるくらいです。道路網が充実していいかなと思います。

○道上会長 ということですね。何かご質問ご意見ございましたら。はい、どうぞ。

○木下委員 本当に簡単なことですがけれども、この道路はいつ頃着工されて、いつ頃完成されるご予定でしょうか。

○桑田局長（事務局） これが決定になりましたら、用地交渉等、今年度から行いまして、相続関係ちょっと一部問題のある箇所がございます。ただ、その辺をクリアできれば27、28年には供用していきたいなと思っています。

○竺原委員 ありがとうございます。

○道上会長 用地買収は終わってないのですね、これからですか。

○桑田局長（事務局） これからです。

○道上会長 そうですか。

○桑田局長（事務局） はい。

○道上会長 ということです。いかがですか。ご異議なければ、この議案第2号東伯都市計画道路の変更についてお認めいただきたいと思いますが、よろしいですか。はい。どうもありがとうございます。議案第1号並びに議案第2号をお認めいただいたものとさせていただきます。それでは、次に報告事項3番目、報告事項がございます。事務局からお願いします。都市計画区域マスタープラン見直しの進捗状況です。

○山本補佐（事務局） それでは報告させていただきます。景観まちづくり課の山本と言います。どうぞよろしく申し上げます。今、パワーポイントで画面に映しておりますのが、鳥取県内の都市計画区域の位置です。この中で市街化区域、市街化調整区域が設定されておりますのは、鳥取都市計画区域と米子境港都市計画区域、この2つでございます。あとは倉吉の都市計画区域は、市街化区域、調整区域の線引きはしておりません。用途地域だけが指定されております。他の区域につきましては、そういった線引き及び用途指定はされていないところです。

現在、都市計画区域のマスタープランの見直し作業を進めております。平成22年の12月の第130回の都市計画審議会で、概要は説明したことがありますが、平成16年にマスタープランを、この19の都市計画区域につきまして策定しておりますが、もうかなり年数経っており、平成17年に市町村合併もございまして、1つの市町村に2つとか3つの都市計画区域が入ってきたということもございます。あとは人口の推移という社会情勢の変化等もあり、見直しを進めております。

まず、米子境港都市計画区域と淀江都市計画区域、県西部のこの2つの都市計画区域のマスタープランの見直しを先行して始めております。マスタープランと申しますのが、おおむね20年後の将来の姿を見越しまして、今後10年間でどういった都市施設を整備すべきか、廃止すべきか、それと、市街化区域、調整区域をどういうふうにするべきか、というものを計画するものです。この米子境港都市計画区域と淀江都市計画区域というのが、平成16年5月に一旦策定しておりますが、かなり人口の減少とか、社会情勢の変化とかもございまして、見直し作業を進めております。

その見直し作業の中で、どうやって住民のかたの意見を取り入れていくかというのが、我々の大きな課題になっています。議案概要資料の18ページにも同じものがございますが、左上に都市計画区域マスタープラン見直しの流れということで書いています。1番左側に「住民アンケート・まちづくり研究会」を赤の点線で囲っております。通常の法手続きで申しますと、このアンケートとかまちづくり研究会というのは必要ないというものでして、県が素案を策定して、パブリックコメントとか、公

聴会で住民の皆さんのご意見をお聞きして、都市計画審議会で議論をしていただいた上でマスタープランを決定するというのが、法的に定められた手続きです。今回、我々の方は素案を作成する前段階で、実際にその地域に住んでおられる皆さんが、日頃生活する上で感じておられる不便さとか、こういうところをもっと伸ばした方がいいというまちづくりに関する提案とかの生の声をお聞きして、素案を作成する段階で参考にさせていただこうというふうに、仕組みを考えているところです。

議案概要資料の19ページを見ていただけますでしょうか。その中で「まちづくり研究会」の進め方について、ようやく決まりましたので、それをご覧いただきたいと思います。まちづくり研究会と申しますが、できるだけ住民の皆さんの意見を、素案を策定する前段階でいろいろお聞きして、参考になるものを汲みとらせていただこうというものです。これも、まちづくり研究会の前段階としまして、今年の春に米子市、境港市、日吉津村、約3,000名の住民のかたに無作為抽出でアンケートをお送りしまして、約1,000名から回答をいただいております。それで、その回答の結果を踏まえて、いろいろ議論しようと考えております。このまちづくり研究会と申しますが、下の枠の方に書いております「市街化区域・市街化調整区域・都市計画区域外・淀江都市計画区域」、この4つのテーブルを作りまして、それぞれの地域にお住まいのかた、そこで商売をされているかた、農業をされているかた、そういうかたに集まっただきまして、5～6人の1つテーブルを作りまして、そこで、日頃感じておられる現状、課題、提案、それをいろいろ意見交換していただこうと考えております。

それで、農業関係者、商工関係者につきましては、市からそれぞれ農業委員会とか、商工会議所とかに推薦を依頼しておりまして、現在その返事待ちになっています。住民代表につきましては、自治連合会の方に依頼しまして、回答をいただいております。公募委員の方も先週締め切りまして、応募が何人かいらっしゃいまして、抽選もして決定しております。

ここで、どういったことを意見交換していただくかといいますと、現状をまず我々の方から説明しようと思っております。その現状と申しますが、人口の状況、それと開発がどの地区でどういうふうに進んでいるかとか、データの的なものをご説明させていただいた上で、日頃、皆さまが暮らしている中で感じておられることを、まずはフリーで意見交換していただこうと考えています。

ここでは住民意見を取りまとめて1つの方向性を見出そうというところまでは考えておりません。結論を求めるのではなくて、様々なかたから、様々な意見をいただこうと考えております。どうしてもアンケートですと、あまり深い話を聞くということが難しいので、アンケートで大まかな住民の皆さんの考え方の傾向を探った上で、このまちづくり研究会でより深く、こういうことで困っているのだということを深く意見交換していきたいと思っております。

これは8月の終わりから9月ぐらいに、夜2時間程度3回ぐらい、それぞれ開いて意見交換していただこうと思っております。今、画面の方に出しております。これは人口の推移を各小学校区単位で、5年ごとの国勢調査を基に出したものです。詳しいデータというのは、もう少し議論が詰まり、資料が整ってから、この都市計画審議会にお示しして、深く議論をしていただこうとは思っているところです。簡単に申しますと、基本的に人口減少傾向のところが多いが、車尾だとか福米西のあたりは、急激に人口が伸びています。米子市の中心市街地の方は、逆に急激に人口が減っています。市街化区域外縁部にいきますと、現状維持かほんのちょっと人口が減少気味という状況になっています。

これが地区別の開発の状況、開発許可を得た件数になっております。この開発許可というのが、市街化区域と市街化調整区域、それと都市計画区域外では、届出の基準自体が違いますので、一概に横並びで多い、少ないという議論はできないところがあるのですが、米子市全体で申しますと、平成21年からちょっと開発が増えてきています。増えているのは、加茂のあたりとか、大篠津、彦名のあたりが伸びてきているという状況になっています。こういった実際のデータをまちづくり研究会でもお示ししながら、さらに皆さんが日頃感じておられる意見をお聞きしようと思っております。

それで、また 18 ページに戻ります。左上のスケジュールのところですが、法的にはこの都市計画審議会が、最終の都市計画決定のところで議論していただきます。ここには書いておりませんが、途中何回か、素案段階等で様々なご意見をいただくように考えています。今は米子境港と淀江都市計画区域のこのマスタープランの変更作業を進めておりますが、試行錯誤しながら、まちづくり研究会を通して手探り状態でやっていきます。これが上手にいけば同じように、中部、東部の方も同じようにマスタープラン見直し作業を引き続いてやっていこうと考えているところです。

○道上会長 米子境港と淀江都市計画区域で、都市計画のマスタープランを作る勉強会がスタートしたと、これが一番大きな我々に与える情報ですね、これが 1 点。それから皆さまがた、僕も分かりにくいところは、都市計画区域のマスタープランというものはどういうものか、何をマスタープランに載せて、どういうものを作っていけば、その街のこれからの姿が分かるのか、教えてほしい。

○山本補佐（事務局） マスタープランと言うのは、一番簡単に言うと 20 年後の人口予測、産業予測を基に、今後 10 年間でどういった都市施設を配置していくか、それと土地利用の規制をどうやっていくかというのを計画するものです。都市計画の目標であったり、区域区分、市街化区域、調整区域をどうするかということであったり、あとは大きな都市施設ですね、例えば主要な幹線道路をどういう格好にするか、下水をどうするかとかいう、都市施設をどう配置するかということ、この東日本大震災の関係もありまして、災害に強いまちづくりというのをどういう方向にするかということのも、今回新たに何らかのかたちで、多少なりとも盛り込むべきと考えているところです。

○道上会長 都市計画のマスタープランは、市街化区域・調整区域の線引きと、下水道や幹線道路をどうするかとかの計画を策定するためのプランだそうです。それを米子市、境港市、日吉津村で勉強会を立ち上げて、今研究を始めようとしているというのが今日我々に示してもらった情報ですね。それで、そこに書いてあるように、いろんな段階を経て、最後は都市計画決定をやらないといけないので、その前に都市計画審議会にも上がってきますということを予告編みたいにお知らせしているということです。皆さんお分かりになられたでしょうか。

○片木委員 質問です。各地域の都市計画の内容につきましては、それぞれ地域ごとに事情が違うでしょうし、まずこの県都市計画審議会も、おそらく、各地域のいろいろなかたが参加されていると思いますが、個々の地域の都市計画内容について十分審議できるのかどうかですね、県都市計画審議会ですら十分審議ができるのかということと、各市町村の都市計画審議会はおそらく地元のかたを中心に構成されていると思いますので、そこでより具体的で詳しい議論ができると思うのですが、そちらの方にもその原案はかけることになるのでしょうか？

○山内課長（事務局） 県のマスタープランにおきましては広域的な観点で、西部地域に関しましては米子市、境港市、日吉津村こういった構成ですけど、それぞれの合併する前と言うか、ここに関しては 1 つの都市計画でやっていたわけですけども、旧淀江町に関して今回、合併後の初めての都市計画のマスタープランということです。県のマスタープランは大まかな、広域的な観点で都市施設をどうするか、あるいは下水道をどうするか、土地利用をどうするかというようなことを決めたいと考えています。今まで行政側で作っていた素案というものに対して、住民意見を十分聞くという視点を今回取り入れたということです。それぞれの市町村都市計画審議会というものもございますが、そういう細かい都市計画については、市町村マスタープランというものもあります。そこで詳しい議論はしていくわけですけども、広域的な、大きく西部地域のマスタープランというものについて、今回県が主導的に動いて、方向性を決めていき、さらに具体的な都市計画について市町村マスタープランで決定していくというかたちになろうかと思えます。

従って、片木委員のご質問の中で、この県のマスタープランを市町村審議会でも議論するかということとは基本的にはございません。ただし、市町村マスタープランを作るにあたって、やはり県のマスタ

ープランというものに従って作っていただくということになりますので、市町村マスタープランを作るにあたっては県のマスタープランを参考にさせていただくというのは当然であろうと考えております。この度、まちづくり研究会を作りますが、その中には当然、市町村の職員も入ってきますので、そういう中で市町村としての意見を伺うということとはございます。当然ながら県だけで決定するというわけではございませんので、その辺は市町村と一体的に議論していきたいと考えております。

○片木委員 はい。仕組みはよく分かりました。ただ、広域的観点からの施設だとか、土地利用と言いましても、具体的に、その地域のこれからのまちのあり方を決めるものですので、本当にこれでいいのかという疑問は相変わらず残ったままではあります。

○山内課長（事務局） 施設の決定にあたっては当然市町村と議論をしながら、県だけで決めていくというわけではございません。市と協議しながら、本当に、例えばこの道路が必要なのかというようなことも含めて、議論させていただきたいというふうに思います。その中に住民意見を十分反映できるようなマスタープランにはしていきたいというふうに考えております。そういう素案をこの審議会に提示させていただいて、皆様のご意見を拝聴させていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。今まで行政だけで、素案を作っていたのですが、素案を作るまでに地域住民のかたがたと意見交換しながら、地域で抱えている課題をどうするかというようなことを踏まえて議論させていただきます。

○西川委員 基礎自治体の議員の代表ですので、ちょっと一言、言わせていただきたいと思います。ちょっとこれを読んでみますと、どういうかたちで反映するかというのがちょっと分かりにくい部分がありますし、先程、片木委員が言われたように、最終的な考え方は基礎自治体がある程度、考えを持たないとできない部分もあると思ひます。そうすると、「まちづくり研究会」で話し合う内容を僕は緩くしていただきたいという思ひがあります。全体的なプランとか、県の総合開発の中で考えられることは、必要なことだとは思ひますけども、それをできるだけ項目を絞って、全体的な県のありようというものにさせていただきたいと思ひます。そうしないと、例えば、「まちづくり研究会」の委員には利害関係のあるかたが結構出てこられます。もう現状の目の前のことの話が主体になりそうな雰囲気です。そうすると、10年先、何十年先の話ではなく、今うちはこれが不足しているからもうちょっとやってくれというような話になりがちなので、本来であればもうちょっと大きな概念等を議論していただき、その詳細は、最低限、基礎自治体にお任せするというのが、私は一番いいのかと自治体代表として要望しておきます。

○山内課長（事務局） はい、ありがとうございます。まさしく、要望会になってはいけませんので、その辺は我々としても会をどういうかたちでコーディネートしていくかということ、議論しているところでございますので、貴重なご意見、ありがとうございます。

○道上会長 よろしいですか。

○西川委員 はい。

○道上会長 はい。今、「まちづくり研究会」の準備が進みつつあるということですね。

○山内課長（事務局） 今、委員さんの選定中です。

○道上会長 そういうものが出来上がったときは、都市計画審議会委員の方々は一利害関係者ではなく、全体的に都市計画のマスタープランはこうあってほしいとか、こうしてほしいというようなご意見いただければということですね。これからいろんな議論がなされてくると思ひますので、その節にはまた皆さんがたにも議論に参画してもらふことになります。また、今後、途中経過も今日みたいに、報告していただけるようです。ここはよろしいですか、ありがとうございます。この3番目の報告事項はこれまでにして、4番目その他に入りましようか。

○田中係長（事務局） 本日の諮問案件の今後の予定についてご説明させていただきます。1号及び

2号議案については今後おおむね1ヶ月程度で都市計画告示を行う予定です。続きまして、次回の都市計画審議会の開催予定についてご連絡させていただきます。次回の都市計画審議会はおおむね11月～1月までの間を予定しておりますが、このとき予定している議案につきましては今回見送りをさせていただきます。岩美都市計画道路の変更、それから、前々回、現地調査をさせていただきました産業廃棄物処理施設の建築基準法51条に基づく意見照会、それから鳥取都市計画道路の変更の3件を考えております。それから報告事項といたしまして、現在進めております都市計画区域マスタープランの進捗状況、まちづくり研究会での話し合い等につきましてご説明を考えております。お忙しい時期とは思いますが、ご出席いただきますようお願いいたします。今後の予定につきましては以上でございます。

○道上会長 はい。どうもありがとうございました。

○藤縄委員 ところで、今の、岩美の牧谷新井線次回に挙げていただくということですが、当然見込みというか、見通しがついているという判断でよろしいですね。

○山内課長（事務局） この度、議案として送付させていただいているのですが、1点その関係機関協議がちょっと整わなかったというところがございます。地元説明とかはもう終わっております。次回135回には、必ず審議いただきたいと思っていますのでよろしくお願いします。

○藤縄委員 鳥取豊岡宮津線、岩美道路との関係は、特にないのですよね。

○山内課長（事務局） はい。岩美道路の関係のところは、すでにもう都市計画変更はさせていただいています。次回考えているのは役場のところから国道9号にタッチする道路、これの変更をお願いしたいと考えております。

○道上会長 いいですか。それじゃあもう閉会に移りましょう。

○田中係長（事務局） では、以上をもちまして当審議会は終了させていただきたいと思います。それでは皆さんどうもありがとうございました。